

出場団体・入場者 各位

全日本実業団空手道連盟
第 36 回大会実行委員会

第 36 回全日本実業団空手道選手権大会 大会参加ならびに観戦時の注意事項について

本大会の参加・入場にあたり、下記事項について関係各位に周知徹底願います

記

1. 駐車場は、日本武道館向かい側の北の丸公園第 3 駐車場【有料】を利用する。利用時間は午前 7 時から午後 7 時までとなっております。武道館周辺（石畳）特に階段付近の駐車は厳禁です。また、駐車場内のアイドリングは、環境保護のため厳禁です。
2. 選手・観客の開場は、午前 8 時 00 分に開場し、入場は西入口より入場する事。館内入場後、駆け出したりしないこと。思わぬ事故に繋がります。選手受付を 8 時 00 分より開始いたします。各団体の責任者は、選手受付を済ませて下さい。
3. 審判は受付を 8 時 30 分までにすませてください。受付締切次第直ぐに審判会議を行います。審判会議場所は、西ロッカー室にて行います。監督会議は、8 時 50 分に西ロッカー室にて、行います。
4. 試合開始は、午前 9 時 30 分の予定です。試合前、監督は出場選手を十分に掌握し、選手はアリーナ内の所定場所に待機して、試合開始直前のタイムロス避けるよう心がけてください。なお、開会式後直ぐに、形競技を開始いたしますので、男子形個人戦、女子形個人戦、マスターズ女子形個人戦が、最初の競技となりますので、競技開始時間まであまり時間がございません、開場前にウォーミングアップされることをお勧め致します。
5. 練習会場として、第 1 小道場を開放してあります。ウォーミングアップ時には周りを考慮し、十分なスペースを確保してください。また、壁などを損傷しないよう注意すること。なお、帯などで場所取りすることは厳禁とします。発見した場合は、強制的に排除いたします。
6. 昼食を注文された団体は、昼食を選手受付にてお配りいたしますので、午前 11 時 30 分頃、選手受付場所までに取りに来て下さい。昼食後、お弁当の空き容器に関しましては、地下 2 階北側ケイタリングコーナーに空き容器置き場を設置しておきますので、そちらに空き容器を置くようお願い致します。また、ゴミは基本的には、各自持ち帰りを心がけて下さい。もしゴミを捨てる時は、館内所定のゴミ箱に分別をして、捨てるようにして下さい。
7. 式典を午後 12 時 30 分を予定しています。入場行進は行わず一斉入場となります。選手・審判団は、アリーナ内 G・H コートに午後 12 時 10 分までにプラカードを持って集合して下さい。整列の際、係員の指示に従って、頂くよう皆様のご協力の程、宜しくお願い致します。
8. 盗難・置き引きが非常に多発しています。各自盗難には十分に注意して下さい。
9. 観覧席の会場コンセントの無断使用を禁止します。発見した場合は注意喚起いたします。会場内で火気を使用することは、出来ません。
10. 喫煙は、喫煙指定場所以外での喫煙はおやめ下さい。会場内等での喫煙は厳禁とします。例えば、空き缶を灰皿代わりにしてバルコニー等での喫煙は禁止です。詳しくは、別紙の”日本武道館施設利用に伴う喫煙に関する遵守事項について”を熟読頂き選手・観客に等に各団体、周知徹底されますよう、お願いいたします。喫煙場所は、大会プログラムに掲載していますので、そちらをご確認下さい。
11. 消火栓、消火器等の設置場所周辺には物を置かないこと。また、緊急時の避難通路確保のため、通路に物を置かないでください。

- 1 2. 部旗等の張出しは、監視カメラ、その他禁煙灯、非常口灯等に掛からない様に張出しをお願いいたします。万が一見つけた場合は、移動を命じる事がありますが、ご了承ください。
- 1 3. 今回、諸般事情により業者出店は御座いませんので、各団体に於かれましては、防具類及び帯を忘れずに必ず持参して頂く様、宜しくお願い致します。
- 1 4. 例年、拳サポーター、プロテクター、帯、ビデオカメラ、スマートフォン等の忘れ物が多発しています。競技終了後及び退場前には必ず周囲を確認し、退場するようお願いいたします。
- 1 5. 火災等の緊急時には、館内放送ならびに係員の誘導指示に従い、落ち着いて行動すること。

日本武道館施設利用に伴う喫煙に関する遵守事項について

全日本実業団空手道連盟

☆ 日本武道館のある東京都千代田区では、以下の条例により日本武道館の近隣の路上喫煙した者は罰則が与えられます。

安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例（抜粋）

平成 24 年 6 月 25 日条例第 53 号

第 21 条（路上禁煙地区）

3 路上禁煙地区においては、道路上で喫煙する行為及び道路上（沿道植栽を含む）に吸い殻を捨てる行為を禁止する。

第 24 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 万円以下の過料に処する。

(2) 第 21 条第 3 項のいにてに違反して路上禁煙地区内で喫煙し、又は吸い殻を捨てた者

☆ また、以下のように日本武道館内では喫煙にか関する遵守事項が定められています。

日本武道館施設利用に伴う喫煙に関する遵守事項について（一部抜粋）

- 1.（公財）日本武道館施設内は、健康増進法に基づき、喫煙指定場所以外、全館終日禁煙となっています。
2. 喫煙指定場所（本館）は、次のとおりです。（別添指定区域参照）
 - (1) 地下 2 階 北西ドライエリア (1 辺)
 - (2) 〃 南西ドライエリア (1 辺)
 - (3) 地上 1 階 南玄関脇の一部 (屋外)
 - (4) 〃 南玄関前脇の一部 (屋外)
 - (5) 地上 2 階 南バルコニー (1 辺)

- ◆ ごく一部の喫煙者の方によって、空手道を学ぶ人のマナーが問われています。監督選手のみならず、応援者の方にも本事項の通達の徹底をお願いいたします。
- ◆ 携帯灰皿の所持に関わらず、喫煙という行為に対して上記のことが、定められています。ご理解・ご協力をお願いいたします。